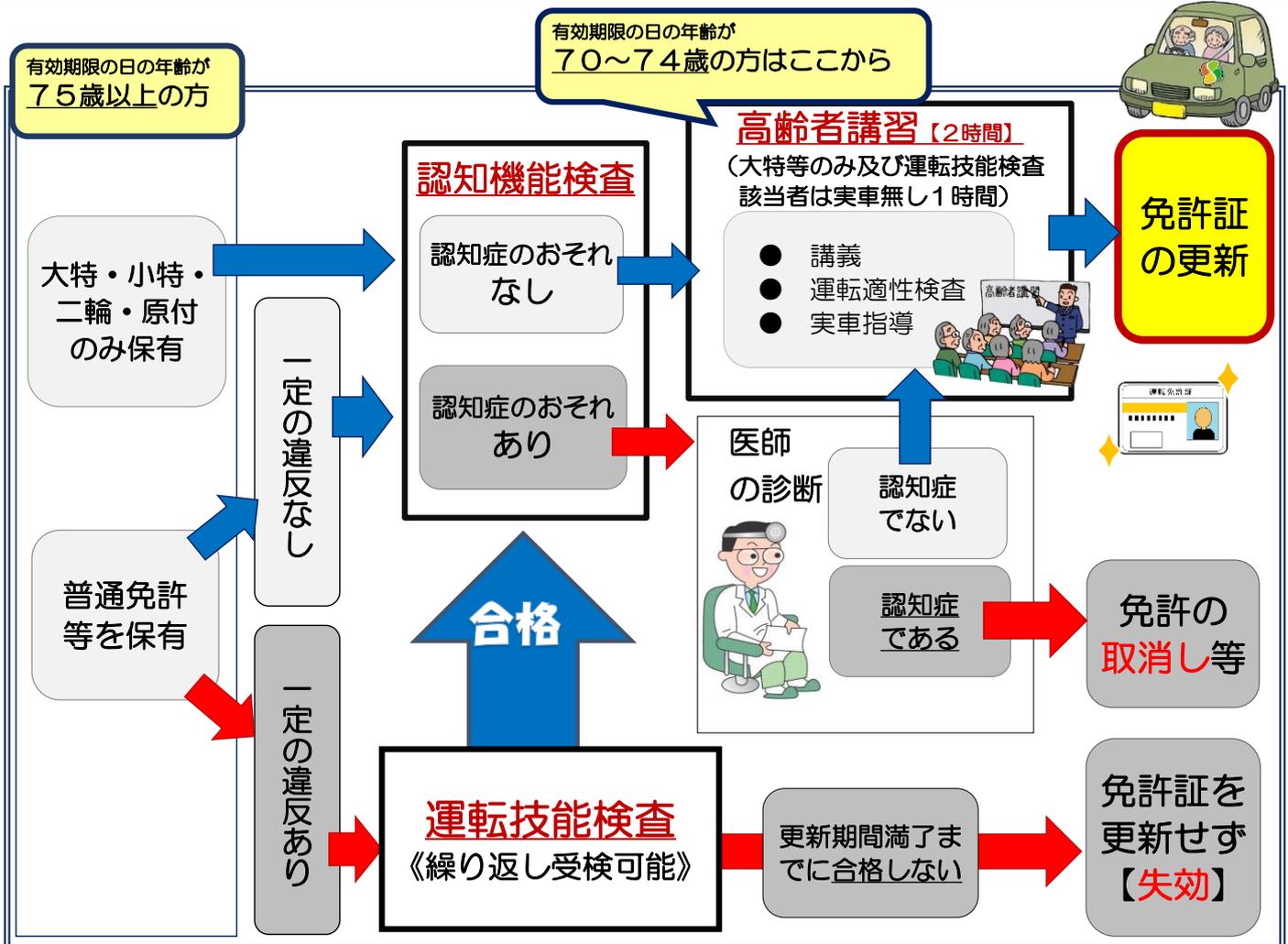


高齢運転者の免許更新手続き



高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査について

- 講習・検査は、有効期限の日の6ヶ月前から受けることができます。
- 高齢者講習の内容は、講義、運転適性検査器材による指導及び実車指導（計2時間）です。運転技能検査対象者や大特・小特・二輪・原付免許のみ保有している方は実車指導が無いため1時間の講習になります。
- 認知機能検査の結果、「認知症のおそれあり」と判定された場合は、診断書の提出を求められることとなります。
- 認知機能検査の受検期間内に医師が作成した認知症に関する診断書等を公安委員会に提出した場合は、認知機能検査が免除されます。
- 75歳以上で運転免許（普通自動車対応免許）を保有し、過去3年以内に一定の交通違反歴がある方は運転免許証更新時に運転技能検査を受検しなければなりません。
(※大特・小特・二輪・原付のみ保有の方は対象外)
受検回数の制限はありませんが、検査の結果が一定の基準に達しない場合、運転免許証の更新はできません。
- 教習所により講習・検査手数料が異なります。受講等を希望する教習所にお問い合わせください。



かモしくん